第六十五条の十三第一項の表第二十八条第一項の項の次に次のように加える。

第二十八条第一項第一号	投票区の区域	指定在外選挙投票区
	選挙人名簿	在外選挙人名簿
第二十八条第一項第二号	投票区の区域	指定在外選挙投票区
	選挙人名簿が法第十九条第三項第四項	在外選挙人名簿が法第三十条の二
	が当該選挙人名簿	が当該在外選挙人名簿
第二十八条第一項第二号イからハまで	選挙人名簿	在外選挙人名簿
第二十八条第一項第三号	投票区の区域	指定在外選挙投票区
	選挙人名簿	在外選挙人名簿
	第十九条第三項	第三十条の二第四項

第六十五条の十三第一項の表第三十五条第一項の項を次のように改める。

第三十五条第一項	が選挙人名簿	が在外選挙人名簿
	ならない	ならない。この場合においては、当該選挙人の在外選挙人証に当該選挙の種類及び期日並びに投票用紙を交付した年月日を記入しなければならない

第六十五条の十三第一項の表第四十九条の七の項を削り、同表第三十五条第一項の項の次に次のように加える。

第三十五条第一項第一号	選挙人名簿	在外選挙人名簿
第三十五条第一項第二号	選挙人名簿が法第十九条第三項第四項	在外選挙人名簿が法第三十条の二
第三十五条第一項第二号イ及びロ	選挙人名簿	在外選挙人名簿
第四十八条の三の表第四十一条第四項の項	第四十一条の二第五項	第四十九条の二第三項の規定により読み替えて適用される法第四十一条の二第五項
第四十九条の七の表第四十一条第四項の項	第四十八条の二第五項	第四十九条の二第四項の規定により読み替えて適用される法第四十八条の二第五項

第六十五条の十三第一項の表第四十九条の八の項中「第四十九条の二第二項」を「第四十九条の二第四項」に改め、同表第五十条第一項の項中

選挙人名簿	在外選挙人名簿

を

第四十八条の二第一項各号	第四十九条の二第四項の規定により読み替えて適用される法第四十八条の二第一項各号
選挙人名簿	在外選挙人名簿

に、「第二十九条」を「第二十九条第一項」に改め、「有料老人ホーム」の下に「（第四項において「有料老人ホーム」という。）」を加え、「以下この章」を「第四項及び第五十五条」に改め、「少年院」の下に「、少年鑑別所」を、「婦人補導院」の下に「（以下この章において「不在者投票施設」という。）」を加え、「ものは」を「もの」に改め、同表第五十条第二項の項を次のように改める。

第五十条第二項	第四十八条の二第一項各号	第四十九条の二第四項の規定により読み替えて適用される法第四十八条の二第一項各号
	選挙人名簿	在外選挙人名簿
	直接に	在外選挙人証を提示して、直接に

第六十五条の十三第一項の表第五十二条の項中「第四十九条の二第二項」を「第四十九条の二第四項」に改め、同表第五十三条第一項の項中「第四十九条の二第四項」に、「ときにあつては」を「ときは」に改め、「第五十九条の七第一項に規定する」を削り、「不在者投票」を「当該選挙の不在者投票」に改め、同表中

第五十五条第一項及び第三項	選挙人名簿

を

第五十三条第三項	し、又は申立てをした
第五十五条第一項	選挙人名簿
第五十五条第三項	第四十八条の二第一項各号
	選挙人名簿

に改め、同表第五十七条第二項の項中「提出し」を「提出して」に、「提示し」を「提示して」に改め、同表第六十二条の項を削り、同表第六十四条第二項の項中「第四十四条の規定による投票」の下に「（法第四十一条の二第一項の規定により共通投票所を設ける場合には、共通投票所において行う投票を含む。以下この項において同じ。）」を加え、「場合にあつては」を「ときは」に改め、「指定在外選挙投票区の投票管理者」の下に「（法第四十一条の二第一項の規定により共通投票所を設ける場合には、当該選挙人が属する指定在外選挙投票区の投票管理者又は法第四十九条の二第三項の規定により読み替えて適用される法第四十一条の二第二項